

関東学院大学教職員組合執行委員会運営内規

(目 的)

第1条 本運営内規は、執行委員会の運営を円滑に図ることを目的とする。

(慶 弔)

第2条 組合員に慶事があるときは、次のとおりとする。

- (1) 組合員が結婚したときは、3万円相当の金品を贈ることができる。
- (2) 組合員または組合員の配偶者が出産したときは、3万円相当の金品を贈ることができる。

第3条 組合員および元組合員、学院および大学に直接関係する者に弔事があるときは、次のとおりとする。

- (1) 組合員が死亡したときは、1万円の弔慰金を贈ることができる。
- (2) 執行委員の配偶者または一親等の親族が死亡したときは、1万円の弔慰金を贈ることができる。
- (3) 過去に4役を務めた等、組合に著しく貢献した者が死亡したときは、生花または弔電を贈ることができる。
- (4) 学院および大学に直接関係する者（理事長、常務理事および学長）が死亡したときは、生花または弔電を贈ることができる。

(退職記念)

第4条 組合員が退職するときには、退職する時点から遡って過去2年以上にわたって組合費を納入した者を対象に、1万円相当の金品を退職記念品として贈ることができる。

(通信費および資料作成費)

第5条 執行委員には、執行部としての活動に必要な通信費や資料を作成するための経費を支給することができる。

2. 通信費および資料作成費は各執行委員に対して、合わせて毎月1000円を上限とする。

(小田原・横浜校地間移動費)

第6条 小田原校地所属の執行委員に対して、金沢八景校地への移動手当を支給することができる。

2. 小田原・横浜校地間移動費は、該当する各執行委員に対して、実費支給とする。ただし、通勤手当が支給されている区間については、当該移動費からこれを除外する。

(サークルへの補助)

第7条 組合員の文化レクリエーション活動の一助として、組合員の所属する学内サークルへ活動補助金を支給することができる。

第8条 補助金は、次式により算出する。

サークル補助金額＝基本金（15,000 円）＋サークル内の組合員数×1,000 円

2. ただし、ひとりの組合員が複数のサークルに所属している時は、上記 1,000 円を所属サークル数で按分する場合がある。

第9条 補助金を受給したサークルには、サークル所属組合員名簿、活動報告、並びに領収書を添付した会計報告の提出を求め、総会で報告するものとする。

2. サークル補助金は単年度決算とし、余剰金が生じた場合には返金するものとする。

第10条 前条に違反したサークルには、次年度からの補助金を凍結することとする。

(休職中（6 箇月以上）の組合員の組合費の返却手続き)

第11条 関東学院大学教職員組合規約第 30 条の 2 に定める休職中（6 箇月以上）の組合員の組合費の返却手続きは次のとおりとする。

- (1) 休職中（6 箇月以上）の組合員の組合費は、年度末に当該年度分を一括して返却するものとする。
- (2) ただし、組合費のうち団体保険相当分は、継続して徴収する。
- (3) 該当する組合員本人が給与明細書を提示し、返却額を自己申告しなければならない。
- (4) 返却は休職からの復帰 6 ヶ月以内に申請しなければならない。
- (5) 振込みによる返却を希望する場合には、要した実費は本人が負担するものとする。
- (6) 本人が組合費の継続徴収を希望した場合には、この限りではない。

(内規の改廃)

第12条 本内規の改廃は、執行委員会の議を得るものとする。

(付記)

本内規は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。(第 44 次執行部)

本内規は、2005 年 2 月 22 日から改正施行する。(第 49 次執行部)

本内規は、2005 年 3 月 23 日に改正し、2005 年 4 月 1 日から施行する。(第 49 次執行部)

本内規は、2007 年 9 月 5 日から改正施行する。(第 51 次執行部)

本内規は、2008 年 3 月 11 日に改正し、2008 年 3 月 1 日に遡って施行する。(第 52 次執行部)

本内規は、2008 年 10 月 7 日に改正し、2007 年 11 月 1 日に遡って施行する。(第 52 次執行部)

本内規は、2012 年 10 月 10 日に改正し、2012 年 11 月 1 日から施行する。(第 56 次執行部)

本内規は、2024 年 10 月 30 日に改正し、2024 年 1 月 1 日に遡って施行する。(第 68 次執行部)